

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案について (概要)

平成28年4月
内閣府(防災)

1. 制定の背景

第190回通常国会に提出された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案により改正される予定である災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)において、新たに政令事項とされる予定である以下について、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「令」という。)の一部改正により措置することとする。

2. 制定する政令の主な内容

(1) 港湾管理者等による都道府県公安委員会への通知(令第33条の3関係)

改正後の法第76条の6第1項において、港湾管理者又は漁港管理者(以下「港湾管理者等」という。)は、政令で定めるところにより、道路の区間を指定し、車両等の占有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができることとされる予定。

この「政令で定める」事項として、港湾管理者等が道路の区間を指定する際に、あらかじめ、都道府県公安委員会に対し、指定しようとする道路の区間及びその理由を通知することとすることを定める。

(2) 国土交通大臣及び農林水産大臣が指示できる場合(令第33条の4関係)

改正後の法第76条の7において、国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、政令で定めるところにより、それぞれ港湾管理者又は漁港管理者に対し、車両等の移動等の措置をとるべきことを指示することができることとされる予定。

この「政令で定める」事項として、国土交通大臣又は農林水産大臣が指示できる場合として、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について港湾管理者等による法第76条の6第1項の規定による指定が行われていない場合等を定める。

(3) 国土交通大臣の権限の委任(令第33条の5関係)

改正後の法第76条の8において、法第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに法第76条の7第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができることとされる予定。

このため、国土交通大臣の権限について、地方整備局長又は北海道開発局長に委任すること、及び権限の一部を国土交通大臣が行うことを妨げないことについて定める。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布日と同日